

2 課題

現行の高知県青少年保護育成条例は、

- ・広く県民全体に対して青少年への有害情報の制限を規定する一方、青少年の適切なインターネットの活用を推進していくための規定がない。
- ・保護者等に求められる(期待する)具体的な事項の規定がない。
⇒保護者等の理解・取組が十分進まない一因。

3 今後の方向性

スマートフォン等の急速な普及による青少年のインターネット利用環境の変化を踏まえ、高知県青少年保護育成条例を改正し、保護者等の責務に対する県民意識の高揚を図るとともに、関連する取組を総合的に推進する。

4 改正の具体的な内容(案)

(1) 保護者の役割を新設

- ①監護する青少年が「インターネットを適切に活用する能力」を習得するように努める。
- ②監護する青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、次に掲げる措置をとるよう努める。
 - ア インターネットの利用時間及び利用場所を制限し、保護者が利用状況を把握する。
 - イ インターネットの利用を保護者が同意した機能に限る。
 - ウ 「フィルタリングソフトウェア」の活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませない。

(2) 学校並びに青少年の育成に携わる関係者及び関係団体の役割を新設

- ①青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得できるように努める。

5 今後のスケジュール

いじめ問題対策連絡協議会や児童福祉審議会保護育成部会、青少年問題協議会で意見を聴いたうえで、9月議会へ条例改正議案を提出予定。

6 条例改正後の取組(案)

<児童家庭課>

- ◆ホームページでの周知
- ◆文書通知(各関係機関あて)
- ◆読み上げ広報での周知(11~3月)
- ◆さんSUN高知での周知
- ◆一部改正周知チラシ作成・配布
- ◆ラジオ出演での周知
- ◆関係団体(青少年育成高知県民会議)や警察等と連携したキャンペーンの実施(11月月間)
- ◆条例の解説作成 など

◆非行防止対策ネットワーク会議の開催(知事部局、県教委、県警、法務局等の連携による取組の推進)

<教育委員会>

- ◆学校・PTA単位でのルールづくりの促進
- ◆「高知家」児童会・生徒会サミットでの啓発
- ◆高知県版ネット宣言(関係機関も含めた宣言)
- ◆啓発リーフレット作成
- ◆情報モラル教育の推進 など

<県警>

- ◆各種情報媒体を通じた広報活動
- ◆講習会等によるフィルタリング・機能制限の啓発
- ◆事業者による販売時の説明促進 など

<法務局>

- ◆民間企業と連携した啓発活動
- ◆相談窓口の周知 など